

平成29年度 認定こども園等 入園児募集!



★新規入園者について★

1. 受付期間 平成28年12月5日(月)～平成29年1月13日(金)

2. 入園要件

○平成29年4月1日現在、満8ヶ月以上3歳未満のお子さんについて、自宅で保育することが難しいと認められた場合（保育が必要な場合）入園することができます。保育の必要性の認定（支給認定）は町が行います。

○平成29年4月1日現在の年齢が3歳以上のお子さんは、保育が必要・必要でないに関わらず入園することができます。

3. 申込方法

○申込書（施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書）に必要事項を記入し、就労証明書などの必要書類を添えて健康福祉課に提出してください。

4. 申込書配布場所 役場健康福祉課 子育て支援係 【※12月5日より配布いたします】

★継続して入園する園児について★

平成28年度に、金山町から支給認定（1号認定・2号認定・3号認定）を受け、既に入園している方（認定こども園めぐたま乳児部・幼児部・その他）については、新たに入園申込みを行う必要はありません。基本的に退園の希望が無い限り（ただし3号認定については保護者の就労状況等に変更がない場合）小学校に入るまで入園可能です。（他の市町村にある保育施設に入園されている方は、その市町村の待機児童の状況等で退園しなければならないことがあります。）既に入園されている方には、12月上旬に支給認定現況届（入園継続確認）を、園を通して配付いたしますので提出をお願いいたします。



金山町家庭育児支援金について

町独自の育児支援として、認定こども園や認可外保育所等の保育施設を利用しないで、3歳未満のお子さんを家庭で保育をしている保護者に対し、お子さん1人あたり月額5,000円的美杉ちゃん商品券を年3回に分けて支給しています。（対象となる乳幼児及び保護者は、いずれも町に住所が有り、現に居住している方です）
● 該当世帯へは個別にお知らせしております。
● ご不明な点はお気軽にお問合せください。

お問合せ先 役場健康福祉課 子育て支援係 ☎52-2111（内線371）